2020年10月1日現在

商品名(愛称)	2020年10月1日現在 ・後見支援預金【普通預金(有利息型・無利息型)】
ご利用いただける方	・当金庫の成年後見制度における「成年後見」あるいは「未成年後見」の届出を提出しているお客様で 家庭裁判所より後見支援預金新規契約にかかる「指示書」の交付を受けたお客様
期間	・定めはございません
お預け入れについて	
(1) お預け入れ方法	・随時お預け入れ可能ですが、家庭裁判所が交付した「指示書」のご提出が必要です
(2) お預け入れ金額	•1円以上
(3) お預け入れ単位	•1円単位
払い戻し方法	
(1) 振替	・随時お払い戻し可能ですが、家庭裁判所が交付した「指示書」のご提出が必要です
	・被後見人のお客様ご名義で別に管理されている生活口座等へ振替を行います
	(※現金によるお払い出しはできません)
(2) 定期送金	・定期送金を設定する場合は、家庭裁判所が交付した「指示書」のご提出が必要です
	・「指示書」の内容により指定された金額および間隔で、定期的に後見支援預金から被後見人のお客様
	ご名義で別に管理されている生活口座等へ振替を行います
利 息	•変動金利
(1) 適用利率	・店頭表示の利率を適用いたします
	・無利息型の後見支援預金については利息がつきません
(2) 利払い方法	・利息がつく場合は、年2回、2月・8月の当金庫所定の日に利払いいたします
	(ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします)
(3) 計算方法	•付利最低残高:1000円、付利単位:100円
	1年を365日とする日割り計算を行います
税 金	・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)
	・マル優制度のご利用はできません
	※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上
	乗せされ、20. 315%(国税15. 315%、地方税5%)の税金がかかります
手数料	・3万円(税別)※口座開設手数料としていただきます
付加できる特約事項	・家庭裁判所が交付した「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります
	・口座開設店舗のみお手続き可能です(口座開設店舗以外では指示書のお預かりのみとなります)
	※キャッシュカードの発行はできません
	※インターネットバンキング契約等の設定はできません
	※年金受取等の設定、公共料金等の口座振替、その他振込みによる入金はできません
	※ATM による通帳の繰越はできません
解約時のお取扱い	・家庭裁判所が交付した「指示書」または、被後見人のお客様の死亡により解約の取扱となります
	・未成年後見が終了したお客様は、未成年後見が終了した書類をご提出のうえ、解約の取扱となります
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧いただくか、または店頭にお問
	合せください
苦情処理措置 •	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時~17時、
紛争解決措置	電話:0120-114-156)にお申し出ください
	紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:
	093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会
	の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さま
	は、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください
	なお、各相談センターに直接申し立てていただくことも可能です
その他参考となる事項	・この預金は預金保険の対象商品となっており、同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり
	元本1,000万円とその利息が保護されます
	なお、無利息型の後見支援預金については全額保護されます

